



奈良県自閉症協会 NEWS

# きずな

The Kizuna

No. 156

2011  
May

5

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人：  
関西障害者定期刊行物協会  
編集人：奈良県自閉症協会  
支部長&事務局：河村舟二  
〒639-1005  
大和郡山市矢田山町84-10  
購読料1部 100円  
会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎日発行

**現**在は次々と法改正が行われています。昨年12月3日成立した自立支援法の改正法案は正式名称「障がい者制度改革推進本部等における検討結果を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」といい、新しい「総合福祉法」ができるまでの「つなぎ」です。自立支援法だけでなく、児童福祉法など関係する法律もあわせて改正するということを明確化しました。ここでは、わが国の障害者福祉サービス体系に明確に発達障害が位置づけられました。また、東日本大震災の対応の最中、4月22日に「障害者基本法改正案」が閣議決定され、衆議院に送付されました。これは、障害者権利条約の批准を想定して改正ですが、差別の定義、諸権利の規定、障害の定義等の点で、はたして障害者権利条約の批准に耐えられる内容なのだろうか。と、各障害者団体から不満の声が上がっています。自閉症協会のわれわれも、理念的な部分では自閉症児者の人権が守られる世界に通じる正しい改正であるのか、実質的な自閉症の人への支援サービス面で、財源に裏打ちされ実現可能なものとなっているかを、点検していかなければならないと思います。以下にJDFの見解を参考として載せておきます。(河村)

〇障害者基本法の改正等についての見解…日本障害フォーラム(JDF)代表 小川榮一 … 本題に入る前に、3月11日に発生した大地震と津波、それに伴う福島第一原発事故の問題が複合的に作用している「東日本大震災」は、障害者や関係者にも甚大な被害を与えた。JDF 構成団体一同、今回の大震災により、多くの尊い生命がうばわれたことに心からお悔やみ申し上げるとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。

## 障害者福祉 制度改革

### I. 障害者基本法 3月14日改正版についての意見

3月14日付で内閣府により示された障害者基本法の改正案について、評価すべき点があるものとは認識しつつも、基本的には、12月17日に障がい者制度改革推進会議(以下、推進会議)で取りまとめられた「障害者制度改革の推進のための第二次意見」(第二次意見)の内容と大きな離れがあると言わざるを得ない。

JDFとしては、2008年以降、障害者権利条約の規定に基づいた障害者基本法の抜本的な改正を求めて活動してきた。推進会議においても、それを前提に精力的に議論してきたと

ころである。しかしながら、JDFをはじめとする障害当事者、関係者の努力にもかかわらず、多くの課題が残された。たとえば、前文が入っていないこと、基本原則(第三条)において地域生活の権利規定がされず「可能な限り」の選択の自由という限定的な文言が入っていること、「合理的な配慮」という文言の規定はされているが、差別や合理的配慮の定義が明記されていないこと、精神障害者の社会的入院の解消や医療の問題について規定がないこと、教育条項の内容、労働に関する条項の内容など、多くの問題を指摘せざるを得ない。

一方で、手話の言語性が確認され、国際関係の条項、司法手続きにおける配慮、勧告や応答義務を盛り込んだ推進体制の規定など、一定の評価できる点があることも事実である。

私たちは、障害者基本法改正案3月14日版における問題点や課題については、今後の国会における議論等によるさらなる改正を求めるものである。JDFとして与野党をはじめ各省庁とあらゆる機会を通して、個別の政策課題について、継続した取り組みを進める。

### II. 災害復興対策に関すること

#### 1. 障害者基本法に関して

障害者権利条約第11条「危険な状況及び人道上の緊急事態」に基づき、障害者基本法において、(1)障

害者の被害の実態の検証、(2) 検証から見えてきた障害者が必要とする支援体制の確立、(3) 復興において、障害者権利条約の理念に基づき、障害当事者の参画のもとでのインクルーシブ社会の「新生」などに関する緊急事態における障害者の保護と安全の確保に関することについて、国会でも審議を求めるものである。  
(提案理由)

JDFは、震災直後より各構成団体での障害者救援活動が取り組まれるとともに、それらをネットワークする形で「JDF被災障害者総合支援本部」を設置し、地元団体と連携して被災地の障害者救援活動に取り組んできている。

災害等緊急事態において、緊急に求められる被災者の救済や新たな社会づくりに向けた取り組みについては、人の生命に関わる重大な検討課題であるにも関わらず、この間の推

進会議等の議論の中で議論がなされなかった。このことについては反省するとともに、この現状に鑑み、障害関連法の中核法たる障害者基本法において、緊急事態における障害者の安全と支援等についての規定がされるよう、今後の国会でも検討されたい。

2. 災害復興の検討に際して障害当事者の参画を

現在、政府で進められている「復興構想会議」のメンバーに、障害当事者はもちろん、障害福祉に造詣の深い関係者等も見られないことにも懸念を抱かざるを得ない。当事者の声を抜きにして、障害あるなしにかかわらず平等でインクルーシブな社会の構築という障害者権利条約の理念がゆがめられる形であってはならない。現在、進められている障害者制度改革(障がい者制度改革推進本部長/菅直人内閣総理大臣)は、障

害当事者参画を基本に進められており、これを踏まえれば、「復興構想会議」の構成メンバー等に障害当事者を参加させるべきと考える。(以上)

※4月18日付で、障がい者制度改革推進会議(第31回)に提出。

※4月28日付で、各政党宛に提出



会計より会員の皆さんへ—平成23年度会費納入のお願い—  
会員の皆様には如何お過ごしですか?

「平成23年度会費」納入のご協力の程よろしくお願い致します。

なお、協会本部への負担金をH22年度末の在籍会員に基づき計算した額を5月末までに納めることとなっております。徴収が遅れた場合は、「立替」てでも納めねばなりません。事情ご賢察の上、遅くとも5月20日までの納入にご協力下さい。

[年度会費]

- ・正会員個人(¥6000.-)、賛助会員個人(¥3000.-) 賛助会員法人(¥10000.-)

[納入方法] 下記への振込みにてお願いします。

- ・郵便口座 口座記号番号: 00980-0-225697 加入者名: 奈良県自閉症協会

(郵便口座へは同封の「払込取扱票」をご利用下さい)

- ・銀行口座 南都銀行郡山支店 口座番号: 普通預金 1068978

名義: 奈良県自閉症協会 代表者 河村舟二

以上

(注意) 出来るだけ、同封の「払込取扱票」をご利用の上、郵便口座の方に入金して下さい。銀行口座の入金は、カタカナの名前だけなので、該当者の照合に間違いを起す心配がありますから。

なお、振込頂いた方への当協会からの「領収書」は発行しませんので、この事につきましてもご了承頂きますようお願い致します。

**東日本** 大震災について  
 は各種の通知が厚生労働省から出ています。内容はインターネットで拾えますので、必要な方はダウンロードしてください。 <http://www.mhlw.go.jp/>  
 厚生労働省から発出した通知(平成23年4月15日)

**各** 種保険料・個人住民税等の公的年金からの特別徴収を一括中止する市町村について  
 保険料・個人住民税等を年金からの引き落としによる特別徴収について、6月及び8月の保険料・個人住民税等の年金からの引き落としを市町村の判断により一括して中止することが可能と3月31日に示していたところ、今般該当となる市町村を関係団体等に連絡。(総務省自治税務局市町村税課、厚生労働省老健局介護保険計画課、保険局国民健康保険課、高齢者医療課)

(PDF:106KB)  
 地域医療再生計画(案)等にかかる提出期限の変更等について  
 地域医療再生基金に関し、岩手県、宮城県及び福島県については、都道府県が作成する地域医療再生計画(案)の提出期限を6ヶ月延長するとともに、交付額について交付要綱に定める上限まで確保することとしたほか、その他の都道府県についても、提出期限を1ヶ月延長する旨を各都道府県に通知。(医政局指導課)  
 (PDF:30KB)  
 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る医療機関での受診・窓口負担について(周知)  
 被保険者証の提示無しでの受診、医療機関での窓口負担無しでの受診、保険者が特定できない場合の医療費の請求について、改めて周知を図るため関係団体等に連絡。(保険局医

療課)  
 (PDF:374KB)  
 東日本大震災に係る応急仮設住宅について  
 応急仮設住宅の供給促進のため、一般の震災においては(1)用地確保が困難な場合には、土地の借料も災害救助法の国庫負担の対象となること、(2)弊害がない場合には、応急仮設住宅の建設を市町村に委任することも可、(3)地元建設業者の活用も念頭に、発注に当たり、仕様・規格等の公表も可とした他、(4)手すりを設置するなどバリアフリー仕様とするようできる限り配慮すること、(5)スロープ設置や生活援助員室設置などの高齢者等を複数収容する「福祉仮設住宅」の設置も可能、(6)入居決定に当たり、機械的な抽選等により行わず、従前のコミュニティの維持にも配慮し、また、生活の長期化も想定して高齢者・障

害者等が集中しないよう配慮すること等を、事例を引用し、関係県に周知・要請。(厚生労働省社会・援護局総務課)

(PDF:435KB)

「東日本大震災」による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣に係る費用の取扱いについて  
 介護職員等の派遣に係る費用について、人件費及び旅費等が災害救助費等の対象となること等を都道府県等に連絡(雇用均等・児童家庭局総務課、社会・援護局総務課、社会・援護局障害保健福祉部企画課、老健局総務課)

(PDF:77KB)

東日本大震災による被災に伴う出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度による概算請求の取扱いについて

3月11日以前の出産について震災により記録が滅失等したため、出産

育児一時金等の請求書の作成が困難な医療機関等については、概算により請求できることとし、関係団体等に連絡。(保険局総務課)

(PDF:209KB)

東日本大震災に関する出産育児一時金等の按分方法等について  
 保険者が特定できない場合の出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度による請求額については、各保険者の過去の支払実績に基づいて按分することとし、関係団体等に連絡。(保険局総務課、保険課、国民健康保険課)

(PDF:355KB)



## 東日本大震災緊急 現地報告報告

平成23年4月30日

「東日本大震災」緊急現地調査（宮城県、岩手県）報告

社）日本自閉症協会施設部会派遣員  
森下尊広

はじめに

この度、社）日本自閉症協会より派遣され、宮城県並びに岩手県において協会の安否確認およびの現地調査を行いました。調査は、主に自閉症児者の①入所・通所施設の被害・被災状況、②家族の安否確認、被災状況、③避難所での生活の様子、④在宅での生活の様子に的をしばって

行いました。

○調査期間

4月11日（月）～16日（土）・・・  
宮城県（塩釜市、石巻市、名取市、  
気仙沼市、仙台市）

4月17日（日）～23日（土）・・・  
岩手県（釜石市、大船渡市、大槌町、  
山田町、宮古市、田老町、北上市）

○ヒアリングを行った件数（非協会員、非全自者協会員施設含む）

家族	宮城県	岩手県
（協会員、非協会員）	3	5
教育機関		
（避難所含む）	3	6
相談機関	5	4
医療	1	
福祉施設	2	4
合計	14	19

### 1. 調査の概要（所感）

ここで、具体的な調査内容の報告に入る前に、少しでも臨場感を持っていただくために私自身の所感を交えて今回の調査がどのようなものだったのかをまずはみなさんにお伝えしたいと思います。

**私**が現地調査に入ったのは、地震が起きてちょうど1ヶ月が経ってからでした。4月に入ってから震度6強の余震が起きていたので、初めに調査に入った宮城県の内陸の方でも、ライフラインが再び不安定な状態になっていました。現地へ向かう東北自動車道の路面も所々波打っており、「こんなので通して

いいのかな？」という疑問が頭をよぎりました。それでも現地へ自衛隊の派遣や物資の輸送をしなければならぬのだと思いました。

沿岸部へ調査に入ると、TVの映像で見るものとは全く違う世界がそこにはありました。“万が一、この場で大きな余震が起きたら、堤防が決壊しているので、津波で一瞬のうちに私も飲み込まれてしまうのか”と思うと、“自然の恐ろしさ”に足がすくんでしまいました。

また、映像では伝わらないものとして、生まれてこの方嗅いだことのないような臭気と、被災して瓦礫の山を片付けている方達の形容し難い精神状態がありました。そして、瓦礫の中で小学校低学年の女の子が、お父さんと一緒に「お母さーん」と一生懸命探している様子や、残った家族が手を合わせている光景もありました。

風に乗って流れてくる臭気は、津波被害で破壊された冷凍倉庫から流れ出した腐った魚の臭いや、未だ発見されず瓦礫に埋もれている遺体の臭いが混ざり合い、マスクを着けずにはいられないほどでした。

瓦礫を片付けている被災者の多くは、“これも違うこれも違う”と何かを必死に探していました。同行していただいた岩手県自閉症協会の方によると、「みんなお金じゃないんだよ。アルバムを探しているんだ」との事でした。その同行して下さった自閉症協会の方も、実家を津波に流された被災者でした。幸いご両親の方は無事に避難されましたが、80歳を超えるご両親は、1晩電気も食料もない状況で、山を登り内陸まで歩いて避難されたそうです。しかし、残念ながらアルバムは未だに見当たらないそうです。

**宮**城県では、まず宮城県自閉症協会2名の安否確認を行いました。2名とも無事安否確認は取れましたが、会員の多くは家庭の主婦だったので、自分たち自身では2時間かけて沿岸部へ捜査に行く事が難しい状況でした。そこで今後の協会組織運営の在り方も検討が必要だとおっしゃっていました。

捜索したある家族は、避難所を出た後でした。自宅のある石巻市へ向かうと町全体が瓦礫とヘドロでいっぱいでした。所々で被災者が家の片付けている様子が見受けられました。ほぼ1階部分は浸水してしまったようで、家の外には、買ったばかりの薄型ハイビジョンTVや冷蔵庫・電子レンジがまるでリサイクルショップのように無造作に置かれていました。どこの家も同じ状況で、そうした廃品は東京ドーム5個分位に相当すると思われる量でした。

そのご家族は、自閉症のお子さんと同親を親戚の家に預け、お母さんの方は家の片づけを行っていました。被災者の方は、みなさん想像を絶する経験を通して、命からがら避難していました。

ある人から聞いた話ですが、津波警報を聞き、高台へ避難する際、人や車が入り乱れる中、足腰の弱い高齢者の中には、道路で転んでしまう人もいたようです。その高齢者が車に跳ね飛ばされても、他の人はその人に気を向ける事も出来ず、生きるために必死に逃げて行ったそうです。車で山間に逃げると今度は、坂の途中で渋滞になり逃げるに逃げられない状態になったそうです。それは、下り坂のすぐ下まで津波が押しよせていたため、坂の途中で車を止めざるを得ず次第に渋滞が出来てしまい、車から降りなかった人の多くは、そのまま津波にのまれてしまったわ

けです。マスコミの報道では、「日本人は冷静だ」と報道していますが、「事実を受け入れきれていないんです。」という事をおっしゃっていました。

**今** 回私自身が宮城・岩手両県の中で、自閉症児者のご家族や相談機関、施設職員などへのヒアリングを通して痛切に感じた事は、聞き取った事柄があまりにも壮絶で自分自身の体験とかけ離れているために“共感しようにもする事が出来ない”“共感の仕様が無い”ということでした。震災当日やその後の状況を聞きながら「そうだったんですか」と、書き取る事しか出来ませんでした。はっきり言って“どうしようもない、どうする事も出来ない、もう辛くて聞けない”という状態にまで気持ちが落ち込みました。また、沿岸部へ調査に入る度に、同行して下さる協会の方から「本当にいい

んですね。もし津波が来たら、“津波でんでんこ”ですから、恨みっこなしです。」と毎回確認され、津波避難ルートを確認し合い現地に入りました。“もう帰りたい!”とさえ思いました。

“津波でんでんこ”とは「てんでんばらばら」という意味であり、「津波が来たら、肉親に構わず、各自でんでんばらばらに一人で高台へと逃げろ」ということがこの伝承の本来の意味である。津波は到達速度が速いため、肉親等に構っていると逃げ遅れて共倒れになってしまう。一族を存続させるためにも、自分一人だけでもとにかく早く高台へと逃げよ、ということであるが、「自分の命は、自分の責任で守れ」ということも含意しているとされる。また、自分自身は逃げて助かったのに、他人を助けられなかったとしても、そ

れを非難しないという不文律にもなっている。”

しかし、ある家族へのヒアリングを通して気持ちが晴れました。それは、今回、朝日新聞でも報道(4月26日朝刊)された吉田廉君のお母さん(富美子さん)のヒアリングでした。その中の一部を、紹介します。

“MAIYAという地元スーパーがあり、廉君は小さいころからそのスーパーへ母親と買い物に行くことが日課でした。当時お母さんは、小さな廉君に買い物の仕方を教えようと頑張っていました。しかし、店内でパニックになったり、勝手に品物を食べたりと店員に注意されることが多々ありました。ある日、お店には買い物中のお婆さんと妊婦さんがいました。その時お母さんと買い物中だった廉君は、気に入らない事があった

のか、急に怒り出して、そのお婆さんを突き飛ばし怪我を負わせてしまいました。廉君は、すぐに店を飛び出してしまいましたが、外には踏切があり、“電車にひかれてしまう”と危険を感じたお母さんは、ろくにお婆さんに謝る事や、名前を聞くことも出来ず、廉君を追いかけてきました。そして、お母さんと廉君がお店に戻ると、すでにそのお婆さんは帰った後でした。そのお店の店員さんがお婆さんに事情を説明してくれたようでした。そして、店員さんがお母さんに「いいの、いいの大丈夫だから心配しなさんな」と声をかけてくれました。今では、20歳になった廉君も落ち着いて買い物が出来るようになり、「おう！廉君、元気かい！」とお店や、地域の方からも声をかけてくれるまでになりました。

しかし、10何年以上お母さんが、廉君を理解してもらおうと必死に地

域に働きかけて、お店の人からも声をかけてくれるようになった地域が、町が店が、一瞬で根こそぎ流されてしまった。息子を受け入れてくれた地域がなくなった、根付きかけた地域がなくなってしまった。と、このショックは家を無くした事以上に、悲しみが大きかったようです。

私は、「理解者がいなくなった。また、初めからやり直しなのか。」と考えると悔しい。この事実を世界に発信して下さい！」というお母さんの強い気持ちを胸に刻み帰って来ました。この話を伺って切なくなりましたが、同時に今自分に出来る最大の支援とは、こうしたニュースや表には出てこない、自閉症児者やその家族が現地で抱えている、本当の大変さを探し出し発信する事だと確信することが出来、胸のつかえがとれた思いがしました。

## 2. 調査報告

○震災当日からの被災家族の行動と様子

・自閉症児者の家族へのヒアリングの中で、そのほとんどが「はなから避難所へ行くつもりはなかった」や「避難所生活は長くは持たないと思っていた」と答えました。そして、避難所生活1週間で避難所を転々とするか、親族の家や知人宅に身を寄せる、車での生活といったところに移行していました。理由としては、①他の避難所生活者の目が気になる、または注意を受けた、②親が耐えられない③知人に勧められた、④避難所に居る事自体家族にとって危機ということでした。

故障、建物内外亀裂、ボイラー破損などの被害を受けた。金額にして大体、50万～100万円。修繕したいが、建設業者自体が被災したり、もっと緊急性の高い病院や入所施設の修繕に向かい、通所施設への修繕計画の目途は立っていない。

○避難所での様子

・ケース1

**あ**る母親は、避難所においても周りに迷惑をかけると思い、地震直後すぐにコンビニでホッカイロとソーセージをある程度購入し、軽自動車に乗り込み避難した。しかし、大人3人の軽自動車での生活は厳しく、ガソリンも切れ、話し合いの結果避難所へ向かった。

幸いにも避難所では、集落ごとのグループ分けだったので理解者も多くいた。しかし、数日して避難所の炊

○震災後の施設（入所・通所・児童デイ）の状況

①入所施設

入所施設では、地震発生が日中であつたため職員の確保が出来た。また、作業単位・ユニットに分かれての活動であつたため、利用者の確認・避難までもスムーズに出来た。とにかく、揺れが大きかったため、避難訓練では動きにくい利用者もかなり危機感を持って、スムーズに避難する事が出来た。この震災が夜だったら、夜勤宿直者だけでは、対応が難しかったという声もあった。

津波で全壊になったある施設は、山の中で1晩近く車などで野宿し、翌日から3日間、近くの少年自然の家で過ごした。

建物の被害は、場所によって被害状況はさまざまであり、建物自体が津

き出し掃除などの運営が生活者同士でのローテーションで行われる事になったが、息子を見ていないと感覚的になり体育館を走ったり飛んだりしてしまうので、目を離すわけにいかず、息子が障害者である事をみんなに理解してもらい断るしかなかった。ものすごい肩身の狭い思いをした。

そうした配慮にもかかわらず1度息子は、体育館イコール遊べる所と思っているので、飛び跳ねてしまった。その事で、避難所の男性から怒られてしまった。母親は、「スイマセン、スイマセン」と息子を毛布でかぶせ、とにかく皆さんの迷惑にならないようと寝かせた。それ以降、息子は4日間毛布をかぶり寝ころび続けた。

周りの知人は、「気にしすぎだよ、平気だよ」と声をかけてくれた。

波にのまれ使用不能になったケースや、100万円単位の修繕費が必要なケースがあつた。市区町村単位で、その施設に廃業になったホテルを提供したり、別の空き事務所を手配するなどして何とか運営していた。しかし、データや記録が浸水したところが多くあつた。事務手続きが進まず、給付費が入ってこないなどの事情もあり、他県からの物資に頼るしかなかない現状であつた。

②通所施設・児童ディサービス

通所施設にとって今回の震災発生は、帰宅前であつたため、施設職員が避難させる事が出来た。これが帰宅後であつたら、被災する人数が増えたであろう。

建物の状況としては、沿岸部の施設は、津波の影響を受け甚大な被害を受けた。内陸部の施設においても、地震の影響でスプリンクラーの

・ケース2

**あ**る特別支援学校の避難所では、被災直後から自閉症の子どもを持つ家族が5組程度生活しており、一般市民も含めると130名ほどで生活していた。

避難所は、幸い学校の教室であつたため、自傷他害・奇声・多動な自閉症の子どもを抱える家族には、夜のみ優先的に1室を専有することが許可されていた。

日中は集団生活のため、お父さんがドライブや散歩に連れて行きながら生活をおくっていた。私がヒアリング中も「キーキー」と奇声をあげながら廊下を走る自閉症の子どもがいた。親が対応しているが、特別支援学校の教員も時折対応していた。どこの避難所や相談員を見ても、相談員兼被災者、教員兼被災者の状況であり、みんなで支えあって生活していた。

しかし、避難所での生活が長引いてくると、自閉症の子どもたちは次第に物の配置や置き場所を元に戻そうとするなどのこだわり行動が目立ち、その行為を制止され、その事をきっかけに不安定になったり、ストレスがたまり睡眠が乱れ、夜中水道の水を多飲することで不安を解消するなどの行為が頻回になった。そのため、避難所の生活者から苦情があり、やむを得ず山間の入所施設に緊急的に短期入所させる家族もあった。

この特別支援学校は指定避難所ではなかったが、他に行き場がなかったため、やむなく開放したという。そのため、震災から3日間は物資が配給されなかったが、幸い厨房があり備蓄していた食料で炊き出しを行うことができた。その後、職員が役所に働きかけて支援物資が届くようになった。

い。そこの住民ではないので、みんな彼の顔や特徴を知らない。そのため、外国の窃盗団の一味と思われ、危うく連行されるところだった。

・ケース 5

**震**災が春休み中であったため、子どもはやる事がなく勝手に外に出てしまい、知人と近くの山まで捜索に行った。学校も空いているのに解放してくれなかった。とにかく、家庭で子どもと祖父母に囲まれ、お母さんはストレスの4重苦だった。

今回の沿岸地区は、とくに集落としての意識が強く、良くいえば近隣同士支えあって生活していた。しかし、一面では近所の人に対して、子どもが障害者である事をカミングアウト出来ない風習や、きちんとした障害特性の理解が進んでいない事から、

・ケース 3

**あ**る市では、療育手帳を持っている自閉症児者の家族や高齢者に対して、ホテルの1室を提供していた。しかし、不公平をなくすためか、冷蔵庫や炊飯器・レンジの持ち込みは禁じられていた。また、部屋に鍵をかけられず、かけても合鍵で役所職員が勝手に開けてきた(安否確認のため、および自殺防止)。

食事も、輪番で共同食堂での食事となり、全員同じメニューであった。偏食が強い自閉症児者は食べられるメニューが少なかった。母親は、せめて白米にふりかけをとと思うが、ご飯が炊けない、白米を冷凍できないなどの不便を感じていた。別の障害の子どもを持つ家族で、てんかん発作が続き、歩く度にバタンと倒れてしまった。周りからは冷たい目でみられ、母親は「スイマセ

自閉症と精神障害の違いが分からず、あえて遠方の病院(専門性のある県立南光病院)にまで行かなかつた。

そのため、「津波てんでんこ」から別々に避難し、しばらくの間家族と別々の避難所で過ごした。本人を知らない人からは「変わった行動する人がいる」など、煙たがわれた。このようなケースが多々あった。

○震災後からの自閉症児者に多く見られた状態の変化

- ア) 不眠症。
- イ) 寝る前になると大声で笑いだす。
- ウ) 幻覚が出てくる。(「あそこに蛇がいる」)
- エ) こだわり行動の変化。

○医療機関の対応

今回は、北海道の市立札幌病院静療院からの「心のケア」チームが素早

ン、スイマセン」と、何も悪くないのに謝っていた。また、ペットと一緒に避難する人いた。しかし、他の人の中には動物と一緒に避難所生活が耐えられない人がおり、トラブルがあった。

○在宅避難生活の様子

・ケース 4

**重**度の自閉症者の家族で、家が流され、隣の親戚宅に身を寄せていた。身長180センチの体重が80キロ。しかし、普段慣れ親しんだグッズや教材等が流されたため、過ごし方がわからない事から、家で落ち着いていられず外をぶらぶらしていると、次第に日焼けをして顔が黒くなってしまった。しかも意味の分からない言葉を発しているの、不審者として警察に通報され職務質問を受けるが、会話が成立しな

く対応にあたっていた。その後、宮城県子ども総合センターなどがチームを作り、現地に医師や相談員派を遣っていた。主に、車輛での家庭訪問や避難所に相談室が設けられ、薬もある程度持参されていた。

しかし一方で、①地元の医師ではない、②派遣チームがローテーションである事から、相談者の対応について「深い入りは禁物」という意見があった。そうした場合の、引き継ぎ方にどのような対応がなされているのか気になるところであった。

被害に合わなかった病院では、保険証・免許証の全てを流された患者に対して、1週間だけ薬の処方認めていた。

3. 今回の現地調査で見えてきたこと

○避難所の区分け

震災当日から数日間は仕方がないが、徐々に、高齢者用、障害者用、ベクトと一緒に、妊婦用などの避難所を分ける。理由としては、①医療機関や専門機関がピンポイントで支援に入れる、②保護者にとっても同じ境遇の家族がおり理解しあえるので疲労感が違う、といったメリットがある。その一方で、予め場所を決めておいても、場所自体が流されるケースもある。そのため、臨機応変に避難所への振り分けを誰が、もしくは何処が行うのかという懸念がある。

○手帳について

療育手帳を持っていない成人のアスペルガー症候群および高機能自閉症においては、精神障害者保健福祉手帳を取得しても現状では、被災状況においては保障や恩恵を受けられない。障害者として認知されず仮設住宅や個室に移行することが認められ

なかった。

○専門性を持った自閉症児者入所施設のあり方

社会から疎外されてきた対応困難な自閉症児者を受け入れてきたのは、専門性を持った自閉症施設であるという見方がされていない。今回のような震災では、セーフティーネットとしての入所施設の役割がとても有効である。ショートステイサービスなどの利用が有効である。

自閉症児者を持つ家族が、どのような福祉サービスなら子どもや親がより安定して生活出来るのかが問題であり、地域ケアか入所施設ケアかの2択の議論ではない。家族全員にとっての福祉サービスであるという視点から施設の存在意義を考える必要がある。

4. 行政への提言

しい。

1) 療育手帳(取得)の適用範囲を広げる。

IQなどのみで判定せず、学習障害、注意欠陥/多動性障害、アスペルガー症候群、高機能広汎性発達障害を含むことを明記する。(この手帳が障害証明として機能する)

また判定基準を見直し、A判定(重度)、B判定(中、軽度)に加え、知的障害のない発達障害の人々に対して新しくC判定を設け、手当という財政的措置を講じて欲しい。(2万5千円位とか?)

併せて、災害による家や家財道具全て流された場合など、期限付で加給するなどの手当をしてほしい。

2) 「発達障害者手帳」の発行

総合福祉法の中で、「発達障害者手帳」を学習障害、注意欠陥/多動性障害、アスペルガー症候群、高機能広汎性発達障害の人に発行すると

いった制度化を図ってほしい。

③施設サービスの確保

・セーフティーネットとして、自閉症児者専門施設を法的な整備を行い、預けられる入所施設の利用が有効である。

今回の震災で、祖父母や、自閉症児者などをかかえ、身動きがとれなくなり、先々の計画がたてられない。また普段は気にならない自閉症児者の行動にも、ストレスの問題から、一方的に行動を制止してしまう家族も見られる。その事がエスカレートしていくと、虐待へと進展してしまう懸念があり、施設サービスの整備がもとめられる。

また、地域復興に向けて、インフラの整備だけでなく、障害者も住める街づくりを目指した共生社会の構築が必要である。

①被災の初期段階

・福祉避難所を設置し、障害特性に応じたグループ分けを行うことで、自閉症をはじめとする発達障害児者への支援を円滑に行うだけでなく、家族へのストレス軽減が図れる。

・ある地域では、「個人情報保護法」を盾に名簿が開示されなかった。他の地域においても「個人情報保護法」が安否確認のための情報の範囲がネックとなっていた。災害時において、安否確認を迅速に行うために、要援護者名簿を開示できるようにしてほしい。

②自閉症をはじめとする発達障害に対する手帳の取扱い

・障害者総合福祉法の整備にあたって、「発達障害概念」の定義の確立と、障害の種別を超え、適切な支援ができるように、以下の点を考慮してほ

④的確なニーズの把握に基づく長期的な支援体制の確立

・現地のニーズは、日々刻々と変化していく。それ故に、自閉症について専門性を持った調査員が定期的かつ的確なニーズの把握を必要とし、その情報を得るパイプの構築が重要である。と同時に、支援は長期間に亘ることを覚悟し、そのための体制作りが求められる。支援開始当初の熱意から、時間の経過と共に次第に力が弱まるのが考えられる。それを避ける意味でも、支援する側に体制(部門)を確立すると共に、支援が目に見える「ピンポイント支援」が出来るような支援体制が重要である。

5. 日本自閉症協会としての今後の課題と展望

1) 日本自閉症協会、全国自閉症者

施設協議会、日本スペクトラム学会が協力し、日本自閉症協会に共同災害対策本部を設置し、都道府県・政令指定都市の自閉症協会と連絡を密に取り情報の収集にあたる。必要に応じて、「要援護者受入」「介護職員等派遣」「現地調査」を行う。

2) 都道府県・政令指定都市の自閉症協会ごとに避難グッズ(テント、物資、毛布などを貸しコンテナや全自者協施設に管理)を用意管理する。災害時には、被災地に近い協会から送る。非常食を使い、発達障害啓発週間などで合同避難訓練のイベントを行い、避難所生活をイメージしておく。

都道府県・政令指定都市の自閉症協会は、日頃からそれぞれの地域の自治会に対して、防災マニュアルを使用した避難訓練や、啓発を進める。今回のような災害時において、被災

地に義援金もしくは現地調査、介護職員派遣が早急に行えるように、緊急被害積立金を毎月500円からでも行っておく必要がある。

3) 積極的な啓発活動を行う。

啓発の在り方としては、アスペルガー症候群や高機能自閉症である事を公表する事に対して、マイナスなイメージを持たないような社会作りという方向性が必要。

6. 日本自閉症協会本部として早急に行うべきこと

・義援金を早急に3県の自閉症協会に送る。また、継続的に続けられるように常時集めていき、3県の協会員に対して経済的な支援を行う。物資は事足りている。とにかく経済的支援を行う。以下のことを解決するために必要なのは、モノではなく金銭である。

以上

## 事務局から

○平成23年度日本自閉症協会の会議等の予定について

1 第60回理事会・第26回総会  
平成23年5月29日(日) 場所: 子どもの城

2 世界自閉症啓発デー・シンポジウム 平成23年6月18日(土) 場所: 灘尾ホール

3 第61回理事会平成23年7月3日(日) 場所: 弘済会館

4 都道府県・政令指定協会役員連絡会平成23年10月1日(土)~平成23年10月2日(日) 場所: 弘済会館

5 第62回理事会平成23年10月22日(土) 場所: 子どもの城

6 自閉症セミナー平成23年11月 徳島県自閉症協会担当(調整中)

7 第63回理事会・第27回総会 平成24年3月18日(日)

○東日本大震災における義援金について

今般の大震災につきましては、多くの会員はじめ皆様から暖かい心遣いをお寄せいただいております。以下のとおり中間報告をさせていただきます。引き続き、ご支援のほどよろしくお願い申し上げます。1、義援金額(平成23年4月25日現在)について…9,259,242円2、今回(4月28日)の第1期の送金について…災害が甚大あった3県(岩手県、宮城県、福島県)に各200万円を送金いたしました。4月29日社団法人日本自閉症協会

○NHKハートフォーラムの奈良県での開催について

平成24年度は奈良県自閉症協会が開催地の当番となっています。6月を予定しています。皆様のご協力をよろしくお願いします。

総会出欠票

★総会に欠席される場合は、必ず文書で委任状をお送りください。（ハガキ・手紙・FAX メール）様式は下記を参考にしてください。経費節減の為ハガキ等は各自で負担お願いします。

FAX 送信先 0743-55-2763 河村宛  
メール送信アドレス kawafune@ares.eonet.ne.jp  
〒639-1055 大和郡山市矢田山町84-10

平成23年度6月9日（木）の総会に  
出席 します  
欠席

氏名  
連絡先は各部世話役または事務局  
事務局0743-55-2763  
電話・FAX・またはメール アドレス先

委 任 状

平成23年6月9日（木）  
特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会  
平成23年度 総会における議案については

議長または 氏に一任いたします。

会員氏名 印

\*メールは印省略 \*出席予定の方も念のため委任いただけたら助かります

日本自転車振興会(全国心身障害児福祉財団補助金)助成活動

## 「親子ふれあい療育キャンプ」のキャンプヘルパー募集

奈良県自閉症協会では、日本自転車振興会(全国心身障害児福祉財団補助金)の助成金の交付を受けて平成23年度「親子ふれあい療育キャンプ」を実施いたします。2日間にわたり、キャンプのお手伝いをしてくださるキャンプヘルパーを募集いたします。

実施期間：2011年8月6日(土)～7日(日)

実施場所：大阪市舞洲障害者スポーツセンター「アミティ舞洲」

大阪市此花区北港白津2-1-46

費用：無料(傷害保険についても当支部で負担いたします。)

交通手段：近鉄八木駅・近鉄奈良駅より、貸切バスで往復します。

(自家用車や電車を使って現地集合されてもかまいません。)

本キャンプの活動の特色：

本キャンプは、参加する子供の自然体験の場であるとともに、自閉症の障害特性を実践的に学びあう場とする。専門家の指導の下、自閉症に特化した療育法、構造化した環境整備の実際を体験する。このキャンプの参加者が、活動を通じて自閉症児者の社会的自立と社会参加のための支援環境作りのあり方を考え、自閉症の理解を深めることを目的とする。

日程(予定)

一日目 8/6(土)

10:30 近鉄八木駅発～近鉄奈良駅(貸し切バス)

12:00 アミティ舞洲到着

12:30 昼食

13:30 始まりの会・集団活動(音楽遊び)

14:30 選択活動(プール・散策)

17:00 オリエンテーリング

18:00 夕食

19:00 入浴

21:00 就寝

二日目 8/7(日)

7:00 起床 洗面 更衣

7:30 朝の会

7:45 朝食

(部屋の片付け) 荷物移動

9:00 選択活動(プール・散策)

11:30 昼食

13:00 出発(貸切バス) 近鉄奈良駅～近鉄八木駅

申し込み問い合わせ：林 みどり TEL/FAX：0742-23-6543 e-mail：hayashimido@yahoo.co.jp

締め切り：6月20日(月)

●多くのご参加をお待ちしております。

●7月10日(日)大和郡山社会福祉会館で行うプレキャンプにも、ご参加をお願いいたします。

プレキャンプとは、本キャンプ前に主催者・参加者が一堂に集まり、キャンプの概要の確認や担当児童との顔合わせをします。

日本自転車振興会 (全国心身障害児福祉財団補助金) 助成活動

## 「親子ふれあい療育キャンプ」参加者募集

平成23年度「親子ふれあい療育キャンプ」を日本自転車振興会 (全国心身障害児福祉財団補助金) の助成金の交付を受けて奈良県在住の自閉症児と保護者を対象に実施します。

実施期間：2011年8月6日 (土) ～7日 (日)

実施場所：大阪市舞洲障害者スポーツセンター「アミティ舞洲」  
大阪市此花区北港白津2-1-46

募集人数：15家族 (親子で1家族)

参加対象：7月10日 (日) 大和郡山社会福祉会館で行うプレキャンプに参加できる方  
全日程親子で参加できる方 (母子分離可能な方)

参加費：小学生 6,000円 中学生以上大人 7,500円  
食事の内容等により多少の変更が生じる場合があります。

移動方法：貸切バス  
自家用車や電車で現地集合されてもかまいません

申し込み問い合わせ：北部/林 0742-23-6543 e-mail: hayashimido@yahoo.co.jp  
南部/仮屋 0745-61-4110 e-mail: sas\_rocknrollsuperman@yahoo.co.jp  
締め切り：6月20日 (月)

日程：下記の予定ですが、変更になる場合もあります。

### 一日目 8/6 (土)

10:30 近鉄八木駅発～近鉄奈良駅 (貸し切バス)  
12:00 アミティ舞洲到着  
12:30 昼食  
13:30 始まりの会・集団活動 (音楽遊び)  
14:30 選択活動 (プール・散策)  
17:00 オリエンテーリング  
18:00 夕食  
19:00 入浴  
21:00 就寝

### 二日目 8/7 (日)

7:00 起床 洗面 更衣  
7:30 朝の会  
7:45 朝食  
(部屋の片付け) 荷物移動  
9:00 選択活動 (プール・散策)  
11:30 昼食  
13:00 出発 (貸切バス) 近鉄奈良駅～近鉄八木駅

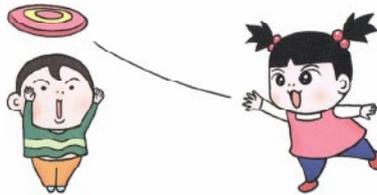
- 両日、子供たちが選択活動をしている間、保護者の皆様は講師をお招きしての勉強会を予定しています。
- 定員を超える申し込みがあった場合は主催者側で選考させていただきます。特定のご家族と一緒に参加を希望されましてもお約束は出来かねます。
- 途中のバスの停留所は、参加者により考慮します。
- キャンプ実施3日前以降のキャンセルの場合、お食事代金はお返し出来ませんので、ご了承下さい。
- ボランティアの確保が難しいので、兄弟の参加は出来ません。

平成23年度 キリン財団福祉財団助成による自閉症児者と共に楽しむスポーツ・体操教室

主催：特定非営利活動法人奈良県自閉症協会

# 自閉症児・者と共に楽しむスポーツ・体操教室

自閉症の人もそうでない人も、障がいがある人もない人も、みんなで楽しみましょう。音楽に合わせて体を動かしたり、ボールやフライングディスク、サーキット運動などのプログラムを用意しています。夏休みには水泳教室も開く予定です。是非ご参加ください。



日時・場所

平成23年 6月25日(土) 田原本福祉センター  
 平成23年 7月23日(土) 田原本福祉センター  
 平成23年 8月28日(日) 田原本福祉センター  
 平成23年11月19日(土) 西和養護学校  
 平成24年 1月 7日(土) 西和養護学校  
 平成24年 2月 4日(土) 西和養護学校

時間・指導講師は、  
すべて同じです。

10:00 ~ 10:50

ふれあい体操

講師 木村由子先生

11:00 ~ 11:50

スポーツ教室

講師 櫻井祥二先生

対象： 高校生以下の子どもとその家族

参加費： 無料

定員： 30名程度(定員になり次第締め切ります)

その他： 場所、持ち物などの詳細は参加者にご案内します。



イラスト 高橋 昌大

※参加希望の方は必ず、お申し込みをお願いします。途中からの参加は人数の都合上お受けできないことがあります。また一年を通して参加出来る方に限ります。

※水泳教室の日程、場所は別途ご連絡させていただきます。水泳教室だけの参加はできません。

※都合により日時、場所が変更になる可能性があります。

※参加の場合は必ず付き添いをお願いいたします。きょうだい参加もOKですが保護者の責任の下、よろしくをお願いいたします。

氏名		年齢	所属
〒			
住所			
電話番号		メールアドレス	

申し込み： ファックス(電話も可) 0744-33-5851 櫻井まで

メール minnadetaisou@yahoo.co.jp \*○をつけて下さい。

一緒に参加される方 家族(父・母・兄弟・その他) ヘルパーさん

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定価：100円